地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成２１年１月７日付け中契第３８号。以下「総務部長通知」という。）に係る事務取扱いについては、下記のとおり定めることとしたので、その取扱いに留意願います。

記

１　債権譲渡の対象工事として別に定める工事

　総務部長通知記２（２）③その他別に定める工事は、債務負担行為に係る工事又は承認を経て繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が１年未満であるものとする。

この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。

また、債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が工事全体の２分の１以上に到達したと認められる日以降とする。なお、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った工事請負代金額も控除することとなるので留意すること。

１の２　工事履行報告書

総務部長通知記４の規定に基づく承諾にあたっての当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（様式１）の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。

２　債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が、中小・中堅元請建設業者（総務部長通知記１に規定する中小・中堅元請建設業者をいい、以下「乙」という。）の倒産等の兆候（１回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、収支等命令者（以下「甲」という。）の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考） ○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第５条　証書ハ左ノ場合ニ限リ確定日付アルモノトス

一～四（略）

五　官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ

以テ其証書ノ確定日附トス

六（略）

②・③ （略）

３　履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、役務的保証を必要とするものについては、本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場

合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書を提出させるものとする。

４　融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値の査定は、債権譲渡先（総務部長通知記６に規定する債権譲渡先をいう。以下同じ。）が行うこととされているので、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はない。

５　契約変更が行われた場合

契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書（様式３）第１条

第１項(５)及び(７)の金額は変更後のものとする。

６　債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を乙から提出させるものとする。

(１) 債権譲渡承諾依頼書（様式２）３通

(２) 乙と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書（様式３）の写し１通

(３) 工事履行報告書（様式１）

(４) 発行日から３ケ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書各１通

(５) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされて

いる場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

７　債権譲渡の承諾の決裁処理手順等

(１) 申請書類等受理担当課は以下のとおりとする。

① 発注担当課

(２)申請書類等受理担当課は申請書類を添付して以下の手順で処理を行うものとする。

① 申請書類等受理担当課は申請書類受理後、速やかに甲の承諾のための手続きを行うものとす

る。

② 申請書類等受理担当課は本制度専用の債権譲渡整理簿（様式４）により債権譲渡の申請及び

承諾状況を管理すること。

③ 申請書類等受理担当課は債権譲渡の承諾後、甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式２）

２通を乙に交付すること。

８　申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。

(１) 債権譲渡承諾依頼書（様式２）及び債権譲渡契約証書（様式３）の写し

譲渡対象債権の金額（申請時時点）が工事請負契約に基づき乙が請求できる債権金額と一致し

ていること等を確認すること。

(２) 工事履行報告書（様式１）

工事進捗率が２分の１以上であることを確認すること。

(３) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

① 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。

② 乙及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において

（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して３ケ月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等受理担当課に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができるものとすること。

９　融資実行の報告書等の要求

(１) 乙及び債権譲渡先が、甲による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資

が実行された場合には、速やかに連署にて甲に融資実行報告書（様式５）を提出させるものとする。

(２) 乙が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、総務部長通知記10に規定する保証事業会社

による金融保証を受けた場合には、速やかに甲に公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

10　工事請負代金の振込先の変更について

融資実行報告書（様式５）を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更す

る手続をとること。

11　債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求にあたっては、以下の書類を提出さ

せるものとする。

(１) 工事請負代金請求書（様式６）１通

(２) 甲の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式２）の写し１通

(３) 発行日から３ケ月以内の乙及び債権譲渡先の印鑑証明書１通

(４) 債権譲渡契約証書（様式３）の写し１通

なお、本債権譲渡が行われた場合には、それ以降は乙及び譲渡を受けた債権譲渡先は工事請負

契約約款第３７条に基づく部分払を請求することはできないものとする。

また、当然のことであるが、債権譲渡先は甲による検査に合格し、引渡を行った場合にのみ、

債権金額の請求ができるので、念のため申し添える。

12　工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

(１) 工事請負代金請求書（様式６）

請求金額が総務部長通知記３に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権

譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

(２) 債権譲渡承諾書（様式２）の写し

８(１)の規定に留意すること。

(３) 乙及び債権譲渡先の印鑑証明書

８(３)の規定に留意すること。

13　支払の処理手順

収支等命令者は上記11の(１)～(４)の書類に基づき、支出決議のうえ支払を行うこと。

　附　則

　この通知は、平成２１年１月７日から適用することとし、令和８年３月末日までの間に限り効力を有するものとする。

（様式一覧）

工事履行報告書（様式１）

債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式２）

債権譲渡契約証書（様式３）

債権譲渡整理簿（様式４）

融資実行報告書（様式５）

工事請負代金請求書（様式６）

（様式１）

　 工事履行報告書 （例）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　事　名 | ○○○○工事 | | |  |
| 工 　　期 | ○○年○月○日 ～　○○年○月○日 | | |
| 日　　　付 | ○○年○○月○○日（○月分） | | |
| 月　　　別 | 予　定　工　程 ％  （ ）は工程変更後 | 実　施　工　程 ％ | 備　　 考 |
| ○○年  ４月 | ０．０ | ０．０　差 (０．０） |  |
| ５月 | ０．０ | ０．０　差（０．０） |  |
| ６月 | ２．３ | ０．８　差（１．５） |  |
| ７月 | ４．８ | ４．６　差（０．２） |  |
| ８月 | １１．３ | ８．２　差（３．１） |  |
| ９月 | １８．１ | １５．１　差（３．０） |  |
| １０月 | ２７．６ | ３２．５　差（＋4.9） |  |
| １１月 | ３７．０ | ６６．９　差（＋29.9) | ＞ ５０％ |
| １２月 | ５５．８ |  |  |
| ○○年  １月 | ７６．８ |  |  |
| ２月 | ９８．２ |  |  |
| ３月 | １００．０ |  |  |
| （記載欄） | | | |

（備考）必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

(様式２） 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 債権譲渡承諾依頼書

　 　　　　　年　月　日

中津川市長　　○　○　○　　様

請負人

（譲渡人）住所

氏名 　（実印）

（譲受人）住所

氏名 ○○○建設業協同組合 　（実印）

　譲渡人（以下「甲」という。）と○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）間で締結の令和　年　月　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、甲は、甲が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を乙に譲渡することにつき、工事請負契約約款第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度について」（令和２１年１月７日付け中契第３８号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

記

１　工事名

２　工事場所

３　工　　期 自　令和　　年　　月　　日

至 令和　　年　　月　　日

４　 （１）請負代金額 　金 円　ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　－（２）前払金額 　金 円

　　－（３）中間前払金額

　　　　　及び部分払金額 金　　　　　　円

　　　（４）債権譲渡額　　金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

　 ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

令和　年　月　日

［甲］　　　　　様

［乙］ 様

　上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた中間前払金は、本承諾以降は請求できないものとする。

（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合）

また、甲及び乙は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

１　譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本　件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金　額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求　権に基づく金額を控除した額とする。

　 ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定めら　れた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、　中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に　基づく金額を控除した額とする。

　なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書４(1)　　及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２　甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行され　た場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

３　甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。

４　当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

５　甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権　の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

６　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、甲及び乙が責任を持　って行うこととし、発注者は関与しないこと。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中津川市長　○　○　○ | 印 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 確定日付印欄 | 承　諾　番　号 |  |
|  |  |

（様式３）

　　　　　 　 ◆債権譲渡契約証書◆

　□□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第１条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で令和　年　月　日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、令和　年　月　日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

（１）工事名

（２）工事場所

（３）契約日 　　　　令和　年　月　日

（４）工期 　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

（５）請負代金額 金 円

（６）既受領金額 金 円

（７）債権譲渡額((5)-(6)) 　金 円（令和　年　月　日現在見込額）

　　ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査　に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請　負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された　場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相　応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の　請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　前項（５）及び（７）の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

３　前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第２条（債権の移転の条件）

甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

第３条（契約の効力の発生）

この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生ずる。

第４条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第５条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第６条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下、乙の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が甲に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第７条（被担保債権の優劣）

　被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、乙より支払を受けることができる。

第８条（譲渡債権の請求）

　譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

２　残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対し直接支払を求めることができない。

第９条（弁済の充当等）

乙が前条第１項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

２　甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

３　保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

４　甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第２項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

５　第２項から第４項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

６　乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

７ 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

８ 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第10条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、令和　年　月　日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第６条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

２　保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

　保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

　甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

　本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

　この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

令和　　年　　月　　日

債権譲渡人（甲） 住 所

□□□□□株式会社

代表取締役 □□　□□　（実印）

債権譲受人（乙） 住　所

○○○建設業協同組合

代表理事 ○○　○○　（実印）

（様式４）

○○部△△課

債　権　譲　渡　整　理　簿

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認番号 | 申請年月日 | 承認年月日 | 工　事　名 | 請　負　者 | 請負額（千円） | 債権譲渡先 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（様式５）

融資実行報告書

　　　　　　令和　年　月　日

　　　中津川市長　　○　○　○　　様

（甲）譲渡人 住所

借入人 氏名 （実印）

（乙）譲受人 住所

貸付人 氏名 ○○○建設業協同組合（実印）

　甲が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき令和　年　月　日付けでご承認いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を令和　　年　月　日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記の振込口座にお振込下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

［譲渡債権の表示］

１ 工事名

２ 工事場所

３ 工　　期 自　令和　年　月　日

至 令和　年　月　日

４　 （１）請負代金額 　金 円　ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による

　　－（２）前払金額 　 　金 円

　　－（３）中間前払金額

　　　　及び部分払金額　金　 円

（４）債権譲渡額 　 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

　 ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による

［承諾番号］

［振込口座］

１　振込希望金融機関名

　○○銀行　△△本支店

２　預金の種別、口座番号

　××預金××××××××

３ 口座名義

（ふりがな）

□□　□□

（様式６）

　　　　　　　工事請負代金請求書

　　　 　　　令和　年　月　日

中津川市長　　○　○　○ 様

（債権譲受人）　住所

氏名　　　○○○建設業協同組合　（実印）

　令和　年　月　日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

１　請求金額 金 円

ただし、○○○工事の代金

　（内　訳）

（１）請負代金額 　￥

（２）前払金受領済額 　￥

　　（３）中間前払受領済額及び部分払受領金額　￥

　 （４）履行遅滞の場合における損害金等 　￥

（５）今回請求金額 　￥

２　承認番号

３　支払口座等

　 （１）振込希望金融機関名

　 　　○○銀行　△△本支店

　（２）預金の種別、口座番号

　 　　××預金××××××××

　（３）口座名義

　 　（ふりがな）

　 　□□　□□

　（４）請求者の連絡先

　 住　所

　 電　話 ファックス